

ひょうご 職親会だより

2005.1 第15号

目次

■ 報告 ■

- ※平成16年度全国精神障害者社会適応訓練事業研修会 兵庫大会
- 記念式典 県健康生活部長感謝状受賞 P 2
 - 1日目 厚生労働省 講演 P 3
 - 2日目 特別講演 P 5
 - パネルディスカッション P 6
- 情報コーナー —
- * 社会適応訓練事業からの労働制度の活用 P 9
 - 大会宣言 P 10
 - お知らせコーナー P 10

平成16年度 全国精神障害者社適研修会

兵庫大会

大会あいさつ

兵庫大会実行委員長
兵庫県精神保健職親会
会長 森本 稔 (森本鐵工株式会社)

「当事者の“働きたい”にどう応える?～兵庫から～」をテーマに平成16年度全国精神障害者社会適応訓練事業研修会をここ神戸で開催することになりました。

ご承知のように、あの阪神淡路大震災から10年。多くの支援の下に復興してまいりました。さて本大会は毎年、全国精神保健職親会と地方県職親会が連携し、厚生労働省の補助を受けて開催しております。兵庫県精神保健職親会設立の発端は平成6年頃にさかのぼります。当初、当時の県センター所長や担当職員と共に、神戸市や政令市に結成協力依頼と内容説明にお邪魔しました事、昨日のここのように思います。以来、健康福祉事務所や市町の積極的な推進により協力事業所の数も増え、また事業所としても精神障害者の就労に向けて努力して参りました。ここ数年来は、訓練から就労への実際を体験するため、ハローワークの担当指導官の協力を得て、就労を希望する当事者を交えた地域での研修会を職親会の事業として各地で開催しております。本大会も、当事者の方にも声をあげていただく当事者参加型の大会として企画させていただきました。

本大会の開催にあたりご支援、ご協力いただきました各団体関係者の皆様に心から感謝申し上げますと共に、ご参加頂きました皆様と共に熱い思いが兵庫発信として各地域の活動の基になりますようお願い申し上げます。

当日は以下の方々にご出席いただき、祝辞やあたたかいメッセージをいただきました。ありがとうございました。

| | | | |
|---------------------|-----|-------|---------------|
| (社福)全国精神障害者社会復帰施設協会 | 理事長 | 新保 祐元 | (荒井洋専務理事代理出席) |
| 兵庫県健康生活部 | 部長 | 下野 昌宏 | |
| 神戸市保健福祉局 | 局長 | 中村 三郎 | |
| (社)兵庫県精神障害者家族会連合会 | 会長 | 西浦 三郎 | |
| 全国精神保健職親会連合会 | 会長 | 井出 利彦 | |



おめでとうございます・・・ 兵庫県健康生活部長感謝状受賞!

この度、職親会としては全国的にも初めてとなる地元自治体からの感謝状を本大会を契機にいただくことが出来ました。受賞者の皆様、ほんとうにこれまでご苦勞様で、ありがとうございました。

1 兵庫県健康生活部長感謝状について

長年にわたり、兵庫県の精神障害者社会適応訓練事業所として、精神障害者の方の社会復帰や就労支援に尽力し、顕著な功績のあった事業主の方に贈られるものです。

2 受賞者ご紹介

○ 茶谷製作所 茶谷 豊 様(赤穂市在住。77歳)

職親制度の制度化以前の昭和38年から、精神科病院に入院する精神障害者を、院外作業として積極的に事業所に受け入れ、精神障害者の社会復帰にはこれまで41年に及ぶ長年にわたって多大な貢献をされました。

さらに、平成4年12月に、精神障害者社会適応訓練事業の協力事業所として登録された後も、訓練生を受け入れ、この間、台車の組み立て、清掃、運搬作業を通して、県下で最も多い延べ29人の訓練生の社会復帰・就労支援に貢献されました。



○ 高嶋園芸 高嶋 秀忠 様(三木市在住。62歳)

昭和63年1月に、精神障害者社会適応訓練事業の協力事業所として登録された時には、既に2人の精神障害者を雇用しておられました。

それから、16年間の長きにわたって、観葉植物・植木作り作業を通して延べ27人の訓練生の社会復帰・就労支援に貢献されました。また、東播磨地域に限らず県下全域においても講演活動を行い、事業所のよいモデルとなって精神障害者の社会復帰に関する啓蒙活動にも積極的に取り組まれています。



○ 植田園芸 植田 真一郎 様(加古郡稲美町在住。57歳)

平成元年7月から、現在のグループホームである精神障害者共同住居に暮らす精神障害者を自主的に訓練生として受け入れ、作業を通じ、精神障害者が地域で暮らすための支援を積極的に行ってこられました。

その経験を生かし、平成2年9月、精神障害者社会適応訓練事業の協力事業所として登録された後、観葉植物の植え込み、鉢の手入れ作業を通して14年間に述べ21人の訓練生の社会復帰・就労支援に貢献されました。



(植田厚子様代理出席)

講演II

PART 1 : 「社会適応訓練事業への期待と展望」

～精神保健福祉の現状と取り組み～

～入院医療から地域生活へ～

講師：厚生労働省 精神保健福祉課

社会復帰対策指導官 坂崎 登 氏

坂崎先生からは、下記の3つの検討会報告をていねいにご説明いただき、3者からは以下のような指定発言（抜粋）がありました。



○ 精神病床等に関する検討会における中間まとめ

- 1 良質な医療を効率的に提供し退院を促進する体制づくり
- 2 新たな仕組みを支える基盤づくり
- 3 精神病床の基準病床数の算定式

○ 精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会 中間まとめ

1 退院後等における地域生活を継続する体制づくり

- ① ライフステージに応じた住・生活・活動等の支援体系の再編
- ② ケアマネジメント体制の確立
- ③ 国・都道府県・市町村の役割分担

2 新たな仕組みを支える基盤づくり

- ① 評価・チェック体制
- ② 新たな仕組みを支える人材の育成・確保
- ③ 財源配分の在り方

○ 心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会報告書

～精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すために～

- 1 普及啓発の基本的方向
- 2 「こころのバリアフリー宣言」
- 3 指針の趣旨の普及方法

〈指定発言者〉

西村商店 西村 稜威雄 氏

- ・ 社適事業が3年で終了した後の地域での一刻も早い受け皿づくりを切に要望します。
- ・ 零細企業では、メンバーと家族以上の関係になって、メンバーの生活の丸抱えになってしまう。もっと、協力奨励金以外の職親への支援施策があれば、将来的にもっと多くの精神障害者が自立できるのではないかな。



(社福)木の芽福祉会 西川 良一 氏

- ・ 地域ではまだまだ精神障害者に対する偏見や誤解が多い。普及啓発を含め、抜本的な精神障害者の福祉法的な改正が必要ではないかな。
- ・ 地域で社会復帰活動をする場合、まだまだ人件費の予算的な裏づけや、マンパワーが不十分であるのが実態である。



東京都立中部総合精神保健福祉センター 国吉 浄子 氏

- ・ 東京都でも、社適事業の利用者が増加しており、ニーズが高い。検討会では社適事業を今後どのように見直す方向で議論があったのかな。



講師 坂崎 登 氏

- ・ 医療、福祉、労働といったものの総合的な連携をどう構築していくか。それを、財政面、制度面でどれだけ組み込んで機能していけるかが課題ではないかな。
- ・ 例えば社会復帰施設の見直し、あるいは相談支援体制におけるケアマネジメントの制度化、財政支援、予算の獲得、制度改正など、これからまた頑張っていきたい。

PART 2：「精神障害者の就職を支援する職業能力の開発」

～委託訓練という新たな支援策の活用～

講師：厚生労働省 能力開発課 主任職業能力開発指導官 西村 公子氏

西村先生からは、新しい「障害者委託訓練」の内容について、具体的、実践的に下記の項目に沿ってご説明いただき、3者からは以下のような指定発言（抜粋）がありました。



1 精神障害者の「働きたい」を支援する職業訓練施策

- (1) 精神障害の障害特性と職業訓練
- (2) 精神障害者の態様に応じた職業訓練

2 障害者の態様に応じた多様な委託訓練

- (1) 訓練対象人員(全国) 5,000人
- (2) 内容
イ 知識・技能訓練コース
ロ 実践能力習得訓練コース
- (3) 障害者職業訓練コーディネーター等
 - 障害者職業訓練コーディネーター
 - 障害者委託訓練のスキーム及び関係機関の連携
- (4) 平成16年度実施計画
- (5) 留意点

3 就労移行支援とネットワーク

〈指定発言者〉

(社福)兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター能力開発課 古川 直樹 氏

職業訓練が硬直化している中で、非常に機動性と弾力性に富んだ訓練の形態を考えていただいたという点では本事業を評価したい。また、今まで教育機関などに限定された委託訓練を、社会福祉法人、企業に広げたことにより、この訓練を通じての労働機関と授産施設等の連携強化の環境が整備されていったと思っています。しかし、短期間の訓練であり次へのつながりが不可欠であり、そのモデルを示して欲しいし、ハローワークを含めたケース会議の開催などネットワークによる支援システムが必要だと思います。いずれにしても、これは国の事業ではあるが、それだけではなく地方自治体の独自の障害者雇用就業支援策と連動してはじめて効力を発揮するものだと考えています。



(社福)全国精神障害者社会復帰施設協会兵庫連絡会 青垣 雄彦 氏

雇用というものを考えるときに、大切なことは継続して働いていけるかということだと思います。知識・技能習得訓練コース・実践能力取得コースはいずれも原則として訓練期間は3カ月、あるいは状況に応じて半年が可能とされていますが、私の経験上では、精神障害者の方の場合は継続して就労するためには、それ以上に十分に時間をかけて技能の修得及び現場での実体験が必要ではないでしょうか。



(株)ストローク 金子 鮎子 氏

社会適応訓練との組み合わせが非常に有効ではないかと考えています。厚生労働省の省内検討会で、これから社適も訓練から雇用へと見直さなければいけないという話もありました。また、報告書からも福祉工場を見直そうという動きも読みとれます。でも、現実の職場で働くことを訓練して雇用につなげていくということが本当は一番大事じゃないかと私は感じています。訓練だけで途切れてしまうものではなくて、雇用につなげるという観点での、精神障害者のための就業支援の仕組みというのを根本的に考えていただきたい。



講師 西村 公子 氏

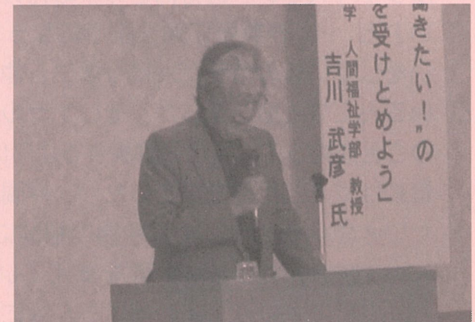
地域の中で当たり前暮らし、当たり前前に働いていくために、どうい支援が必要なのか。いきなり委託訓練なのか、社適を最初にするのがいいのか、あるいは、それ以外がいいのかなど関係者が集まって総合的な支援のプログラムみたいなものをつくっていくことが重要と思っております。委託訓練についても、いろんな県では、福祉・精神保健・訓練・ハローワーク・労働などの関係者が集まって会議をするという取り組みも始まっております。この委託訓練がその中で起爆剤になればいいと思っております。今後ともいろんな問題点や取り組みをいただき、検討材料にしてまたお返ししたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

「今、当事者の「働きたい!!」の声を受けとめよう」

中部学院大学大学院人間福祉学研究所教授 吉川 武彦 氏

吉川先生からは、大会のテーマに沿って、当事者の「働きたい！」という思いと、先生がこれまで取り組まれてきた精神障害者の方に対するリハビリテーションについて、心のこもった示唆深いすばらしいご講演をいただきました。(抜粋)

今、「支援」という言葉がよく使われるようになりましたが、これは実は怪しいものだと私は思っています。支援者と被支援者、こういう2分法で物を考えるという考え方は整理しやすいですが、実は精神障害者から私たちは支援されていることは幾らでもあるんです。私たちが一人の生活者として生きていれば、精神障害を患った人も一人の生活者ですし、その生活者から私たちも逆に助けてもらうことは幾らでもある、それが相互の関係ということです。本当に大切にしなければいけないのは、この「相互性」であり、この相互性を見ないで、援助者と被援助者、支援者と被支援者、治療者と受療者、こういうような縦関係で考えるとすれば、それは間違っていると言わざるを得ない。



リハビリテーションというのはもともと、「リ」「再び」という意味です。リピートの「リ」です。また、「ハブ」は“家”というラテン語で、動詞にすると「住む」という意味になります。「再び家に住む」、それがリハビリテーションの語源です。この本来の意味をつかんだときに、「精神障害者のリハビリテーション」という言葉を使えると自分でようやく納得できました。

彼らは自分たちが住んでいた家から追い出され、精神病院に入院し、精神病院がつの住みかであるかのごとく言われてきました。その彼らが再び自分の家に住むようになること、これを考えればいだけで、それは治療でもなければ、ましては福祉でもない。「当たり前」のこと、「当たり前の自分自身が持っている権利を回復する」ということ。リハビリテーションについての英語の字引の中には見事に「復権」という言葉が書いてありますが、まさにこの復権という言葉こそはリハビリテーションです。特に精神障害者のリハビリテーションはまさにこの復権という意味なんだということを悟り、以後、私はリハビリテーションという言葉をずっと続けて使ってきています。

当事者の方々は、若いときに病を得たために世間に疎い面がある。だから働くチャンスが少ない。そういうときにはその人に働くチャンスをつくることは大切だし、その働くチャンスをつくって下さる職親の方々を、私は神様のように思うことがあります。でも本当に働きたいけれども、心が病んだ者に社会のシステムとして働き口がない、このことこそ実は私たちの国の大きな問題でありまして、働きたくない人は働かなくてもいい、そういう社会になっていくことも、また私たちの国を本当の意味で幅の広い国にしていくことであろうと私は思います。

ちよつと一息ジャズ演奏



※大会1日目の夕方には、アトラクションとして、神戸が発祥の地と言われるジャズの演奏を参加者で楽しみました。



◆当事者の声

仲間を支えられて・・・

私は今、ピアヘルパーという働き方をしています。病になってから、もう自分には仕事は無理だなと思って諦めていた時期があります。「だれも自分を理解してくれない、自分は世の中の何の役にも立たない」と…。作業所に通うようになって、苦しい思いをしているのは私だけじゃない、仲間がたくさんいるんだなと思いました。そしてセルフヘルプということを知って、月に2回集まるようになりました。最初は支えられる立場でしたが、仲間の支えになりたいと思い始めました。仲間の相談にのって、「仲間を支えているつもりが、実はみんなに支えられている」ということに気がつきました。それが、今のピアヘルパーにつながっています。



仲間を支えているつもりが、実はみんなに支えられている」ということに気がつきました。それが、今のピアヘルパーにつながっています。

ました。今はまだ1週間に1回、1ケース2時間だけですが、その中でやっぱり利用者の方が私を支えてくれるということを実感しています。ヘルパーというのは、1回2時間で働く時間が短く、“時間の切り売りができる”、そして、障害者ということで報酬が割り引きされることがない。“きちんとした仕事をすれば、きちんとした報酬が得られる”ということが、何より“自己尊厳”につながります。私たちは、「病気とか障害で失った能力がいっぱいありますけど、残っている能力もいっぱいあるはず」なんです。だから、人それぞれに残っている能力を生かせる場が少しでも増えていくことを私は願っています。

…セルフヘルプグループ代表・
ピアヘルパー 渡口 泰子氏



いろいろな働き方ってあるよ… 自分に合った生き方を考えてみよう!!

介護の現場で働いて・・・

僕の仕事の内容は、高齢者グループハウスという施設の清掃です。勤務日は、月～金で、最初は午後2時から5時までの3時間、3ヶ月たつと、午後1時から5時までの4時間になり、時給も上げてもらいました。

日がたつにつれて、最低限やらなければならない仕事が早く終われば、建物の中で汚れている部屋を見つけて、そこも掃除するようになりました。仕事を続けてプラスになった点は、5ヶ月以上続いて、今までこれ程長く続いたことはなかったので、「本人が頑張っ、そして支えとなるものがあれば続くん」と自信がつかしました。仕事を続けられた大きな要因としては、仲間と一緒に働き始めたことで、互いの職場での様子を話したり、アドバイスを受たり、

悩みを話し合ったりして、それが支えとなりました。

仕事を続けていく上で課題となっているのは、職員さんとの関係のとり方です。職員さん同志の会話に僕も入っていきたくはありますが、自然になかなか入っていきません。また、支給された給料の管理で、半分は国民年金、国民健康保険に充てるのですが、残り半分の使い方が計画性がなく、無駄使いしてしまいます。

今後は料理を確実に身につけたいと考えています。

… Y.T氏



◆支援者の声

精神障害者ピアヘルパー講座を通して・・・

私は、兵庫県高齢者生活協同組合で勤務しており、精神障害者ピアヘルパー等養成講座の担当をしています。

働きやすい環境をどう整えるかというのが、実は一番大事なことだと思います。資格を取って、たとえ就職できたとしても、それが続かなければ意味がないということで、どのように私たちが環境を整えているか、まず、仕事を休みたいと本人が意思表示できる環境をつくるのが一つです。「ちょっと今日はしんどいので休みます。でも、来週は仕事に入れます」とか、そういうようなフレキシブルな対応をできる、こちらがピンチヒッターをすぐに立てられるというような環境をとることです。

次に、職務上の知識や技術に関するフォローが継続されていることです。特に今回、ピアヘルパー講座を卒業された方については、職務上の不安や、ヘルパーとして働く上での不安材料がもしあったら、その不安が芽のうちに摘み取ること。その不安が大

きく育ってしまい、自分の中でどうしようもなくなって、それが病状の悪化につながらないようにフォローできるような環境を整えるということです。こういう休みたいと言いやすい環境とか、技術とか知識のフォローがされているとかいうことはそんなに突飛なことではないと思います。どんな職場でも普通されていることだと思います。例えば、子育て中のお母さんが仕事を休みたいと言いやすい環境で仕事ができれば、十分に力を発揮することができるとか、社員に対する研修、職務内容のフォローが手厚い会社は、それなりに業務成績も上がると思います。つまり、何も特別なことではなくて、社員に対する取り組み、社内での業務内容をどう組み立てていくかというような考え次第かなと思います。「何かちょっと普通にぼろっと話ができるような存在がそばにいて、その人が何かあったときに気づいてくれる」、「センサー」になってくれるというような役割の人も必要だなというふうに感じました。

…兵庫県高齢者生活協同組合 香木 明美 氏

◆当事者の声

統合失調症になって・・・

1 職親との出会い

私は22歳の時に統合失調症を発病しました。昨年4月、4度目の発病、入院となり、退院後、このままブラブラしてはいけないと思い、地域の精神障害者小規模作業所に通所しはじめました。そこのメンバーさんの情報で職親制度を知り、社会復帰への第一歩としてチャレンジすることにしました。

2 社会適応訓練の経験から思うこと

現在一日8時間の訓練を受けています。肉体的には一般の職業と比べてもかなりハードだと思いますが、精神的には親方も奥さんも病気に理解があり、精神的なストレスはほとんどありません。親方が、「ここでがんばったら、どこの職場でもつとまるようになるんだ」とおっしゃいました。今はその言葉を信じて、毎日必死でがんばっています。

3 私にとっての「働くこと」

今思えば、8年間もぶらぶらしてきて、そのブ

ラブラすることが当たり前になっていました。今、母と二人暮らしですが、母亡き後のことを考えるとぞっとします。なんとか、自分の食いぶちだけでも稼げる様に、職親で肉体的にも精神的にも鍛えてもらい仕事に就けるようにしたいです。

4 これからのこと

まだ私は自動車の免許がないので、体力ができたなら、取得したいです。今32才ですが、もちろん結婚もしたいです。そのためには、やはり仕事に就くことが肝要だと考えます。

5 皆さんに伝えたいこと

精神障害者で働きたい人はたくさん居ると思います。でもいざ仕事となると、やはり尻込みする方が多いのではないかと思います。私も免許取りに行こうか、職親に行こうか、どちらにしようと考えた末、職親の方に行きました。今職親に通えて人生が充実しています。毎日が楽しくて忙しいので、病気もどっかに行ってしまうました！これからもマイペースで前に進んでいきたいと思っています。

… K.H氏

◆支援者の声

当事者、職親さんとの出会いの中から・・・

私自身、この事業に関わらせていただいた経験は非常に浅いのですが、訓練生の方々や、職親さんとの出会いの中から感じたことについて御報告したいと思います。

まず、1点目は「働けるチャンスが欲しい」ということです。日ごろの相談の中では、必ずと言っていいほど、「働きたい」とか、「将来働けるようになりますか」というような相談を受けます。それだけ切実な問題なんだと思います。

2点目が、働くことは自信につながるということです。働くことに伴って、他者から期待や信頼をされていることや、報酬を得ることで自信につながるように思います。

3点目は、多面的にサポートできる体制ですけれども、この社会適応訓練事業を進める中では、“語り”とか“発散の場”が必要なんだと思います。同じ事業所に複数の訓練生の方がいらっしゃるところは恵まれているとしても、実際には単独で事業所に通う方が多いと思うんです。そういうときは、開始するときから、相談者の確保ということ体制の中に組み込む方がいいなと思います。

4点目が、ジョブコーチ等の活用についてです。保健

師の訪問だけでは、訓練生の職場内で抱えていらっしゃる悩みに適切に、またタイムリーに助言することができません。できれば、事業所の中に訓練生のそばに付き添って作業内容を点検したり、事業主との調整を図る専任の職員があれば、お互いにスムーズに安心して働くことができるんじゃないかなと思うので、ジョブコーチ等の活用も可能になればいいなと考えます。

5点目が就労に向けての支援です。まず一人一人の訓練生の方の実績を積み重ねていくということ。その次の段階として、事業終了後に訓練生の方が就労に結びつくような支援が必要だと思います。うちの管内については、ハローワーク等の関係機関との連携がまだまだ不十分ですので、今後そのネットワークづくりに向けての課題が残されています。

この社会適応訓練事業を通じて、「障害を持ちながら働くのは本当に大変なことなんだな」というふうに認識するんですけども、それ以上に、「こんなに働けるんやな」ということもわかりましたし、それを伝えることができればいいなというふうに思っています。

…兵庫県三木健康福祉事務所 庄司 直子 氏

◆社適協力事業所の思い

1日でも早い社会復帰を願って・・・

私の会社は、兵庫県北部の和田山町というちっぽけな町でありまして、職業は青果物と鶏卵の卸業に加えまして、ミニスーパーを、6店ほど経営いたしております。

2人の訓練生を迎え入れて、12年間になります。12年間の職親の立場から、このように思いました。

一つ目として、職場での「人との交流」により、当事者の相談相手ができ、こういうようなことは本当に絶対にいいことじゃなかろうかと思ってます。

二つ目として、障害について、地域の理解が少ない中、やはり会社にはほかの従業員が何名かいますので、「地域の理解者が増える」というようなことでいいなと思っております。

三つ目といたしまして、お金の大切さがわかり、「働く意欲を育てる」ことができることです。

職親としての率直な感想は、協力奨励金なんかも、本当に3年で切るといふようなところからは、なぜ3年になっちゃったんかなと、このように思うわけです。私の気持ちでは、そうじゃなしに、やはり地元の保健師さんとか、また担当医の主治医さんとかと相談しながら、1年で切れるものであれば1年で切ってもいいじゃないか、でも3年でだめやったら4年、4年が5年になるときもあろうじゃなかろうかというようなことで、本当に、給料1円でもたく

さんもらって、自立をするんだという中で、給料によっても働くことの意欲がわけば、私はこれはそれでいいと思います。本当に症状が安定するまで、奨励金等があれば、その分でも多くその方に支給させていただいたら、もっと喜んでくれるのかなと、こんなことを思いのままに申し上げました。

働く意欲を育ててあげまして、周囲の理解を得、一日でも早い仕事、また社会復帰ができるよう、一人でも多くと願うものでございます。どうもありがとうございました。

…伸和青果食品(株) 細見 勝 氏

◆まとめ

吉川先生より・・・

今回のパネラーのように、「当事者が声を出し始めた」ことが大きい。「本当に働きたい」時だってある。その一方で「全ての人たちが働かなければいけないと言われても困る」そのような意見が出たことに大きな意味がある。こういうことをちゃんと声を出せる社会をつくっていくことが大切ではないか。

サポートする側も、関わっているうちに大事なことが見えてくる。やはり、頭の中だけで考えるのではなく、実際に動いてみなければいけない。動きながらものを考えていくということが大切なんだと思う。



情報コーナー

●社会適応訓練事業からの労働制度の活用 ～諸制度一覧～（当日配布資料）

精神障害者に係わる就労・訓練等についての支援制度

平成16年8月現在

| | 制 度 | 窓 口 | 制 度 の 概 要 | 本人に対する支給 | 事業主に対する助成内容 | 施設等への助成 |
|------|---|--------------------------------|---|-----------------------|---|---------|
| 福 社 | 精神障害者社会 適応訓練事業 | 県、各市の保健所 保健福祉センター | 事業形態:社会適応訓練 期間:原則6カ月間ただし、6カ月を 単位として通算3年迄延長可 | | 協力奨励金 2,000円/日 | なし |
| センター | 職業準備支援事業 (自立支援コース) | 障害者 職業センター | 事業形態:職業準備訓練 期 間:16週間 | なし | なし | 〃 |
| センター | 職業準備支援訓練 (ワークトレーニングコース) | 障害者 職業センター | 事業形態:職業準備訓練 作業時間:6時間/日 期 間:8週間 | なし | なし | 〃 |
| 労 働 | 障害者 トライアル雇用事業 | 公共職業安定所 | 事業形態:トライアル(短期)雇用 期 間:3カ月間 | なし (雇用事業主よ り給料) | 奨励金 1カ月 50,000円 (就業した日数÷当該事業所所 定就業日数 ×5万円) | |
| 労 働 | 特定求職者 雇用開発助成金 (平成14年4月1日より重 度区分での適用開始) | 公共職業安定所 | 雇用労働者を雇い入れる事 業主に対する助成 事業形態:雇 用 時 間:20時間以上/週 期 間:1年(最長1年半) | なし | 対象労働者に対して事業主が 支払った賃金に相当する額と して厚生労働大臣が定める方 法により算定した額に助成率 短時間被保険者は4分の1(中 小企業は3分の1)、一般被 保険者は重度3分の1(中小 企業は2分の1)を乗じた額 | 〃 |
| 協 会 | 重度障害者介助等助成金 <業務遂行援助者の配置> | 兵庫県障害者 雇用促進協会 | 事業形態:雇 用 作業時間:20時間以上(精 神は15時間)/週 期 間:10年 | なし | 1～3年間 30,000円/月 (短時間就労(20～30時間/週) の場合は半額) 4～10年間 10,000円/月(〃) | 〃 |
| 能 開 | 公共職業訓練 | 公共職業安定所 公共能力開発施設 | 事業形態:公共職業訓練 期 間:訓練受講期間中 | 公共職業訓練受 講に応じて支給 | なし | 〃 |
| 労 働 | 職場適応訓練 | 公共職業安定所 | 事業形態:職場適応訓練 作業時間:170時間以上/月 期 間:6カ月以内 | 訓練手当支給 有り | 委託料 24,000円 (重度 25,000円) | 〃 |
| 〃 | 短期職場適応訓練 | 公共職業安定所 | 事業形態:職場適応訓練 作業時間:20時間以上/週 期 間:2週間以内 | 訓練手当支給 有り | 委託料 960円 (重度 1,000円) | 〃 |
| 〃 | 医療機関等と関連した ジョブガイダンス事業 | 公共職業安定所 | 事業形態:ガイダンス事業 期 間:2週にわたり6日間程度 | なし | なし | 〃 |
| 〃 | ジョブコーチ支援事業 (職場適応援助者(ジョ ブコーチ)による人的支援) | 障害者職業センター 指定協力機関 公共職業安定所 | 事業形態:訓練、雇用 期 間:標準雇用前1ヵ月 +雇用後2ヵ月 | なし | 雇用前支援については、規定に 基づき支給有り | 〃 |

みんなで全国に発信しよう!

平成16年度
全国精神障害者社会適応訓練事業研修会(兵庫大会)

兵庫宣言

2004年8月26日・27日の両日、世界一の吊り橋、明石海峡大橋を望むここ兵庫県神戸市に、全国から当事者、ご家族及び精神障害者の就労支援、雇用の官民関係者が集いました。障害者の雇用・就労支援施策が転換期を迎えている現在、本全国研修会では初めて当事者にも声を上げてもらい、当事者が働くことの現状と課題、今後の関係者の就労支援のあり方について熱心に討議しました。

ノーマライゼーションの理念の下、自分らしい生き方や働き方を模索して努力されている当事者や、その当事者を支えてきた事業主や関係者各位に敬意を表するとともに、ここに改めて、「兵庫宣言」を発し、社会の理解を求めその実現を図ります。

- 1 当事者のさまざまな思いに応えられるように、精神障害特性に配慮した多様な就労のあり方や、多様な働く場の確保に今後とも一層努めましょう。
また、社会適応訓練事業が一般財源化により、後退しないようにしましょう。
- 2 地域生活支援や福祉的就労部門から、当事者のニーズに応じた雇用へとつながるような制度改革を推進しましょう。
- 3 精神障害者の就労支援・生活支援に関するマンパワーはまだ不足しており、理解ある事業所の拡大、全ハローワークへのジョブカウンセラーの配置、精神障害者へのジョブコーチ制度の拡充、市町村への精神保健福祉士の配置など、マンパワーの充実を図りましょう。
- 4 精神障害者の雇用機会を増大させるためにも、社会適応訓練協力事業所への事業税の軽減や、企業における精神障害者の雇用率への算定を図るなど、ひたむきに働く当事者とそれを暖かく見守る事業主が、ともに社会的に適切に評価されるような社会を実現しましょう。

お知らせコーナー

*本大会の講演録などを収録しました大会報告集を別途作成しておりますので、さらに詳しい大会の内容をお知りになりたい方は、事務局までお問い合わせ下さい。

*兵庫県台風災害義援金募集委員会に義援金を寄付
この度の一連の台風により、県内の各地で多数の家屋が床上浸水、倒壊するなどの甚大な被害がもたらされました。当職親会では、但馬、淡路などの被災地を除く会員に募金を呼びかけ、当会としても1万円を寄付させていただきました。1日も早い被災者の皆様の生活再建をお祈り申し上げます。

*高齢・障害者雇用支援機構が「精神障害者の雇用支援策 事業主の皆様へ」を作成されており、参考までに添付しますので、是非ご参照下さい。

*職親たよりは、兵庫県からの助成により作成しております。

*会員の方は今年度の会費、賛助会費の納入を別添の振込み用紙により振込みをお願いします。

[事務局]

兵庫県精神保健職親会(県立精神保健福祉センター内)

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2

TEL 078-252-4980 & FAX 078-252-4891

会員・賛助会員大募集しております。

平成16年4月1日
よりHAT神戸(中央区脇浜)へ移転
しています。